平成２７年（フ）第４０９３号
東京都足立区宮城１丁目５―11―205
債務者　菅　　貞子
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４０９５号
東京都東久留米市滝山６丁目１―25―405
債務者　谷田　芳明
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４０９６号
東京都江東区大島３丁目32―１　田崎方
債務者　泉屋美奈子
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４０９９号
東京都品川区中延６丁目９―21
債務者　新野　祥太
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４１００号
東京都豊島区雑司が谷３丁目８－３―602
債務者　飯泉　　悟
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４１０４号
東京都東久留米市本町２丁目３―22―202
債務者　宮川　　学
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２６４号
東京都小金井市中町３丁目６番23号二葉ホームズ小金井101
債務者　田中　則行
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月８日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第３１号
沖縄県中頭郡北谷町字桑江620番地27
債務者　米須　清香
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２７年（フ）第４３号
沖縄県中頭郡北谷町字宮城３番地316　リバーサイドタウンＦ―17
債務者　機田　憲一
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２７年（フ）第４９号
沖縄県宜野湾市大山３丁目４番29号
債務者　玉城　太一
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２７年（フ）第１０号
熊本県山鹿市名塚２番地49
債務者　永田　秀昭
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月10日午前11時45分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２７年（フ）第４７号
釧路市美原４丁目６番347号、住民票上の住所北海道釧路郡釧路町遠矢６丁目22番地
債務者　高野　雅弘
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月14日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第６１０号
横浜市緑区長津田３丁目14番１号
債務者　富岡ゆみ子
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４０号
長崎県佐世保市横尾町1571番地１　メゾン・ド・ファミーユＢ101、前住所長崎県佐世保市黒髪町37番42号
債務者　池田　隆之
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月17日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第４８号
長崎県佐世保市小佐々町矢岳110番地２
債務者　田嶋　秋夫
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月17日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係